

○中期目標・中期計画策定に向けたスケジュール(平成29～30年度:5～6年目)

中期目標:設立団体会議の長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを当該法人に指示しなければならない。

中期計画:法人は、中期目標の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

●評価=評価委員会の意見聴取が必要

年	月	中期目標策定スケジュール	その他検討事項	工科大学	市議会等	
平成二十九年度(5年目)	6月	中期目標策定スケジュール確認		平成28年度業務実績報告書提出(4年目)●評価		
	7月	中期目標案の策定作業開始(25) ●評価 ・WGの構築、スケジュール確認 ・大学の意向確認 ・設立団体会議への報告 ・中間評価用の中間報告書作成開始 △評価=法定手続でない	運営費交付金ルール 次期計画期間への利益処分について検討(40-4) ・WGの構築、スケジュール確認			
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月	中間報告書評価委員会意見聴取 △評価=法定手続でない				
	1月	市長意向確認(中間報告書を提示)		中期計画案の検討		
	2月					
	3月				第1回定例会市議会	
	平成三十年度(6年目)	4月				
		5月	中期目標案の市民意見募集(パブリックコメント)			
6月		中期目標案評価委員会意見聴取 ●評価 中期目標期間終了時の検討(31) ●評価		平成29年度業務実績報告書提出(5年目) ●評価 理事会、経営審議会	第2回定例会市議会	
7月		関係議案の準備 議案素案提出 7月上旬				
8月		総務常任委員会にて中期目標案の報告				
9月		中期目標議会の議決(25-3) 中期目標の指示(25-1) 中期目標期間終了時の検討の結果 所要の措置を通知(31)			第3回定例会市議会	
10月			予算要求入力締切			
11月				年度計画案の検討		
12月					第4回定例会市議会	
1月		中期計画の認可(26-1) ●評価 H31.4年度開始の日の60日前までに提出(規則4)				
2月						
3月					第1回定例会市議会	
31	4月					
	6月		次期計画期間への利益処分承認(40-4) ●評価	中期目標事業報告書の提出(29-1) ●評価 平成30年度業務実績報告書提出(6年目)(30-1) ●評価		

()地独法条項

地方独立行政法人法(中期目標の期間終了時の検討)

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。